

議案第 1 0 2 号

四万十町税条例の一部を改正する条例について

四万十町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 3 年 1 2 月 7 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町税条例の一部を改正する条例

四万十町税条例（平成18年四万十町条例第53号）の一部を次のように改正する。

第42条第 2 項を削る。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。